

保護者各位

令和3年度千葉県私立高等学校等奨学のための給付金について

いつも本校の教育活動にご協力いただき、ありがとうございます。
千葉県より標記の件についてご連絡がありましたのでご案内いたします。

1. 制度の内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の要件を満たす世帯に、給付金を支給します。

2. 該当者について

A：通常給付 非課税世帯が該当です。

B：家計急変 添付している「家計急変基準額等.pdf」の基準を満たす世帯が該当です。

※A・B共、市川市奨学金など併給できない制度がありますのでご注意ください。

3. 支給額について

通常 非課税世帯A：129,600円/年額 非課税世帯B：150,000円/年額

家計急変 家計急変A：129,600円/年額 家計急変B：150,000円/年額

※急変した月により給付額が異なります。

○6月までに家計急変の場合は全額

○7月以降に家計急変した場合は以下の例の額

年額 / 12 × 家計急変月の翌月～3月までの月数

例) 7月家計急変、区分Aの場合 → 129,600円 / 12 × 8月 = 86,400円

※A・B区分については、中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が同じ世帯に扶養されているかで決定

4. 提出書類について

通常 1. 奨学のための給付金早期給付申請書

2. 委任状

3. 所得確認書類(個人番号(A)か非課税証明書(B)で書類提出が異なります)

A. 個人番号カード(写)等貼付台紙

B. 令和3年度非課税証明書(写)

申請者(保護者等)の住民票(令和3年7月1日時点の在住が確認できる事)

非課税世帯Bに該当する場合は追加が必要

4. 当該世帯に扶養されている高校生等及び兄弟姉妹についての健康保険証の写し ※被保険者等記号・番号等にマスキングをお願いします

5. 扶養誓約書 (①健康保険証が国民健康保険の場合健康保険証と扶養誓約書の両方の提出が必要)

家計急変

①奨学のための給付金(家計急変)給付申請書

②委任状

③申請者(保護者等)の住民票

④家計急変の事由がわかる書類 ※ア～カ等のいずれか一つ

ア. 離職票 イ. 雇用保険受給資格者証 ウ. 解雇通告書エ. 破産宣告通知書
オ. 廃業等届出 カ. その他、発生事由が確認できる書類

- ⑤家計急変後の収入がわかる書類（家計急変後、3か月分）
※ア～オ等のいずれか一つ
ア. 会社作成の給与見込 イ. 直近の給与明細 ウ. 帳簿 エ. 税理士又は公認会計士の作成した証明書類 オ. その他、家計急変後の収入が確認できる書類 等
- ⑥世帯構成がわかる書類 ※ア～ウ等のいずれか一つ
ア. 扶養親族分の健康保険証の写し
※家計急変世帯への支援の場合は、兄弟姉妹だけでなく、扶養親族分全員（配偶者含む）の健康保険証の写しを提出してください。
※被保険者等記号・番号等にマスキングをお願いします
イ. 扶養親族の記載がされている課税証明書
- ⑦扶養誓約書（様式第15号）
⑥-アが国民健康保険被保険者証の場合
⑧事情書（別添様式）

5. 提出期限について

通常：令和3年9月17日

家計急変：令和3年12月9日

6. その他について

早期給付で申請した方も、再度申請が必要ですのでご注意ください。

※この件についてご不明な点などございましたら事務室山下までお問い合わせ下さい。